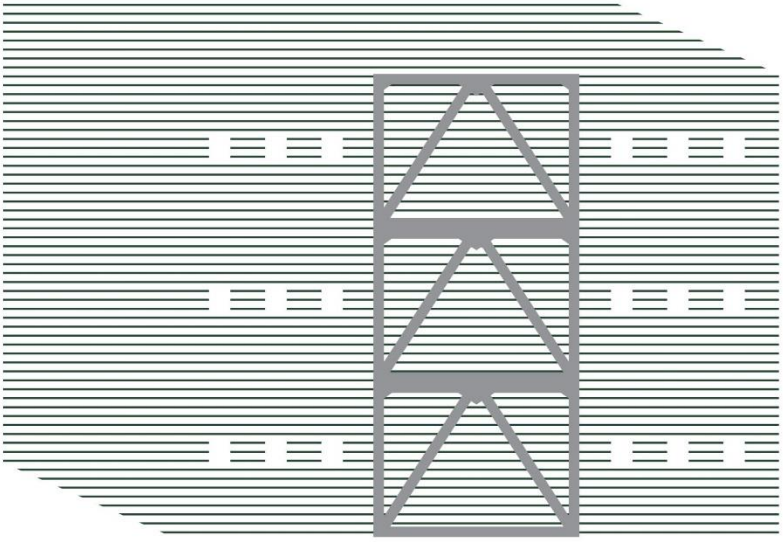

板橋区耐震改修促進計画2025

追録版（案）

板橋区

目　次

はじめに
1　追録版作成の目的 1
2　追加・修正の概要 1
○「都促進計画」との整合
○ 耐震化の現状の更新
○ 耐震化に係る取組強化

第１章　計画の概要
1　目的 2
2　位置づけ 2
3　対象区域・対象建築物等 2
(1)　重点的に耐震化を進める範囲
(2)　重点的に耐震化を進める建築物等
4　計画期間 5

第２章　基本方針
1　想定される地震の規模・被害の状況 6
2　重点的に耐震化を進める建築物等の現状 7
(1)　住宅の耐震化の現状（令和２年度末）
(2)　民間の特定建築物の耐震化の現状（令和２年度末）
(3)　民間の一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状（令和２年度末）
(4)　民間の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状(令和２年度末)
(5)　区公共建築物の耐震化の現状（令和２年度末）
(6)　組積造等の塀の耐震化の現状（令和２年度末）
3　耐震化の目標 16
(1)　住宅に関する耐震化の目標
(2)　民間の特定建築物の耐震化の目標
(3)　民間の一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標
(4)　民間の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標
(5)　組積造等の塀の耐震化の目標
(6)　耐震化率の現状と目標（まとめ）

第３章　耐震化の促進
1　基本的な取り組み方針 19
(1)　耐震診断・耐震改修の促進を図るための基本的考え方
(2)　耐震診断・耐震改修の促進への取り組み方針

２　耐震化方針 20
(1)　特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化方針
(2)　住宅の耐震化方針
(3)　民間の特定建築物の耐震化方針
(4)　危険な組積造の塀等の耐震化方針
３　重点的に取り組むべき施策..... 22
(1)　特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化
(2)　建築物等の耐震化

第４章　耐震化に係る総合的な施策の展開
１　耐震化を促進するための方策..... 23
(1)　耐震診断及び耐震改修等に係る助成制度の充実
(2)　相談体制の整備及び情報提供
(3)　地域住民や関係機関等との連携
(4)　税制優遇の啓発
(5)　地震防災関連資料の活用
２　建物所有者への指導・指示等..... 26
(1)　重点的に指導等を行う対象建築物
(2)　耐震改修促進法による指導、助言等の実施
(3)　建築基準法による勧告又は命令の実施
(4)　耐震化推進条例による指導、助言等の実施
３　耐震化に係わる支援策..... 30
４　関連施策の推進 34
(1)　家具転倒・落下・移動防止
(2)　がけの崩壊及びよう壁の倒壊防止
(3)　分譲マンションの再生
(4)　リフォームをきっかけとした耐震化
(5)　液状化現象への対策
５　公共建築物の耐震化整備計画について..... 36

第５章　今後の取り組み
１　定期的な検証 37
２　板橋区耐震改修促進計画検討会..... 37
３　持続的な発展 37

【 参考資料 】
１　建築物の耐震改修の促進に関する法律〔抜粋〕 38
２　建築基準法〔抜粋〕..... 47
３　東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例〔抜粋〕..... 48
４　耐震関係年表〔令和２年度末まで〕 52

はじめに　追録版の概要

1　追録版作成の目的

東京都は平成 19 年 3 月に、区は平成 20 年 3 月に、それぞれ耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するため、耐震改修促進計画を策定した。また、区は平成 28 年 3 月の東京都耐震改修促進計画(以下「都促進計画」という。)改定にあわせ、平成 28 年 4 月に「板橋区耐震改修促進計画」を「板橋区耐震改修促進計画 2025」(以下「区促進計画」という。)へと改定した。

その後、平成 28 年 4 月の熊本地震や平成 30 年 6 月の大阪府北部地震では、建物やブロック塀等の倒壊により大きな被害が発生したため、これを受けて平成 31 年 1 月に耐震改修促進法が改正され、通行障害建築物の要件に、建築物に付属する組積造の塀が追加された。

このような状況を踏まえ、都が令和 2 年 3 月、令和 3 年 3 月に「都促進計画」の一部を改定したのを受け、区も、建築物の耐震化を促進し、首都直下地震などで想定される建築物の被害・損傷を減少させ、災害に強いまちの実現をめざすため、区促進計画の一部を改めた追録版を作成する。

なお、今回の追録版は、都促進計画との整合、数値の時点修正、既存の取組強化が主な内容となるため、区促進計画の改訂に相当する。

2　追加・修正の概要

○　「都促進計画」との整合

・「都促進計画」と、耐震化の目標や取組に関して整合を図る。

○　耐震化の現状の更新

・耐震化の現状を、最新の統計調査を反映した数値とする。

○　耐震化に係る取組強化

・組積造等の塀に関する取組を強化する。

・耐震施策に関し、取組強化を図る。

木造住宅を対象とした、除却による耐震化の促進

耐震化に関する情報提供の強化

緊急輸送道路沿道建築物の占有者に対する取組

がけ・よう壁改修専門家派遣の追加

第１章　計画の概要

１　目的

・　本計画は、切迫性が指摘されている首都直下地震による建築物の被害・損傷を減少させ、区民の生命・財産を守ることを目的とする。そのため、区全体として災害に強いまちの実現をめざすものとし、建築物等の耐震化をその重要な対策のひとつと位置づけ、耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策を明らかにするものである。

２　位置づけ

・　本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第６条第１項の規定に基づき策定する。

・　本計画は「東京都耐震改修促進計画」※1及び「板橋区地域防災計画」等との整合を図るものとする。

・　また、板橋区基本構想に掲げる「万全な備えの安心・安全」ビジョンを実現するため、「板橋区基本計画 2025」で定める施策「倒れない・燃え広がらないまちづくりの推進」に向けて、建築物等の耐震性向上を図る。

・　本計画の具体的な施策については各主管課において検討し展開する。

・　本計画は、都市整備部長を会長に、関係課長・係長により構成される「板橋区耐震改修促進計画検討会」で進行管理を行う。

３　対象区域・対象建築物等

・　本計画の対象区域は、板橋区内全域とする。

・　対象建築物等は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準※2（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建築物、組積造等の塀※3とする。

(1) 重点的に耐震化を進める範囲

・　東京都耐震改修促進計画に定める特定緊急輸送道路※4、一般緊急輸送道路※5の沿道及び板橋区地域防災計画に定められた避難道路※6の沿道とし、建築物等の倒壊による閉塞を防ぎ、緊急車両の通行や住民の円滑な避難を確保する。

(2) 重点的に耐震化を進める建築物等

・　重点的に耐震化を進める建築物は以下のものとし、原則として、耐震化の目標を設定し、重点的に耐震化を促進する。

■重点的に耐震化を進める建築物等

対　　象	内　　容
住　　宅	○一戸建住宅、長屋、店舗併用住宅 ○ 共同住宅
緊急輸送道路沿道建築物	○ 特定緊急輸送道路※4 沿道建築物【耐震診断義務付け建築物】 ○ 一般緊急輸送道路※5 沿道建築物
特定建築物※7	
民間の特定既存耐震不適格建築物※7	○ 耐震改修促進法第 14 条各号に定める多数の者が利用する一定規模以上の建築物（P.3～4 参照）のうち、民間が所有する建築物（本計画では同条第 3 号を除く）
要緊急安全確認大規模建築物	○ 耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に定める地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物 【耐震診断義務付け建築物】
区公共建築物	○ 小・中学校：2 階建て以上かつ床面積 200 ㎡以上 （学校の体育館は、1 階建て以上かつ床面積 200 ㎡以上） ○ 学校以外 ：2 階建て以上かつ床面積 300 ㎡以上 ※ いずれも板橋区が所有する建築物 （単独所有のみ、区分所有を除く） ※ 現在廃止施設で、今後跡利用の検討が必要な施設は対象外
組積造等の塀	○危険な組積造等の塀※3

※1　東京都耐震改修促進計画
平成 19 年 3 月策定。（令和 3 年 3 月一部改定）

※2　新耐震基準
新耐震基準は、建築基準法が定める最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無害にとどめ、極めて稀に遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。それ以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定したものであり、震度 5 強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修する事で継続使用が可能ということが義務付けられていたものであった。

※3　組積造等の塀
石造、コンクリートブロック造、コンクリート造その他組積造による塀及びこれらの基礎をいう。
また、これらの塀のうち、区が危険と判断したものを危険な組積造等の塀という。
なお、東京都耐震促進計画では通行障害となる組積造の塀に関し耐震診断を義務付けて重点的に取り組むとしているが、板橋区内に該当する塀はない。

※4　特定緊急輸送道路
東京都耐震改修促進計画で耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に基づく耐震診断を義務化とされた道路。（都指定第 1 次緊急輸送道路及び高速道路。）なお、板橋区内では義務化とされた道路の沿道建築物の耐震診断は実施済である。

※5　一般緊急輸送道路
東京都耐震改修促進計画で耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に基づき指定された特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路。（都指定第 2 次・第 3 次緊急輸送道路）

※6　避難道路
板橋区地域防災計画における避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、東京都震災対策条例第 48 条に基づいて指定した道路。なお、板橋区内の避難道路は全て、特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路に含まれる。

■ 特定建築物一覧（耐震改修促進法第 14 条、附則第 3 条より）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">用　　途</th><th>特定既存耐震不適格建築物※7の規模要件</th><th>指示※8対象となる特定既存不適格建築物の規模要件</th><th>要緊急安全確認大規模建築物の規模要件</th></tr>
<tr><td rowspan="30">1号</td><td rowspan="2">学校</td><td>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校</td><td>階数 2 以上かつ
1,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）</td><td>階数 2 以上かつ
1,500 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）</td><td>階数 2 以上かつ
3,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）</td></tr>
<tr><td>上記以外の学校</td><td>階数 3 以上かつ
1,000 ㎡以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">体育館（一般公共の用に供されるもの）</td><td>階数 1 以上かつ
1,000 ㎡以上</td><td>階数 1 以上かつ
2,000 ㎡以上</td><td>階数 1 以上かつ
5,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設</td><td rowspan="10">階数 3 以上かつ
1,000 ㎡以上</td><td rowspan="5">階数 3 以上かつ
2,000 ㎡以上</td><td rowspan="5">階数 3 以上かつ
5,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院、診療所</td></tr>
<tr><td colspan="2">劇場、観覧場、映画館、演芸場</td></tr>
<tr><td colspan="2">集会場、公会堂</td></tr>
<tr><td colspan="2">展示場</td></tr>
<tr><td colspan="2">卸売市場</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗</td><td rowspan="2">階数 3 以上かつ
2,000 ㎡以上</td><td rowspan="2">階数 3 以上かつ
5,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホテル、旅館</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの</td><td rowspan="2">階数 2 以上かつ
1,000 ㎡以上</td><td rowspan="2">階数 2 以上かつ
2,000 ㎡以上</td><td rowspan="2">階数 2 以上かつ
5,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">幼稚園、保育所</td><td>階数 2 以上かつ
500 ㎡以上</td><td>階数 2 以上かつ
750 ㎡以上</td><td>階数 2 以上かつ
1,500 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">博物館、美術館、図書館</td><td rowspan="9">階数 3 以上かつ
1,000 ㎡以上</td><td rowspan="5">階数 3 以上かつ
2,000 ㎡以上</td><td rowspan="5">階数 3 以上かつ
5,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">遊技場</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆浴場</td></tr>
<tr><td colspan="2">飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗</td></tr>
<tr><td colspan="2">工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</td><td rowspan="2">階数 3 以上かつ
2,000 ㎡以上</td><td rowspan="2">階数 3 以上かつ
5,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設</td></tr>
</table>

区分	用　　途	特定既存耐震不適格建築物※7の規模要件	指示※8対象となる特定既存不適格建築物の規模要件	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件
1号	保健所、税務署、その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵､処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
3号	特定緊急輸送道路の沿道建築物 一般緊急輸送道路の沿道建築物	前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	

※7　特定建築物、特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法で耐震関係規定に適合しない既存不適格建築物を「既存耐震不適格建築物」と位置付け、そのうち耐震改修促進法第14条に定める規模（P.3～4参照）に該当するものを「特定既存耐震不適格建築物」という。（本計画では同条第3号を除く。）

なお、本計画において特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じ全ての建築物を「特定建築物」という。

※8　指示

耐震改修促進法第15条第2項に基づき、耐震診断又は耐震改修が行われていないと認められた場合に出される指示

4　計画期間

・　本計画の計画期間は、平成19年度から令和7年度までとし、必要に応じて施策の見直しなどを行う。

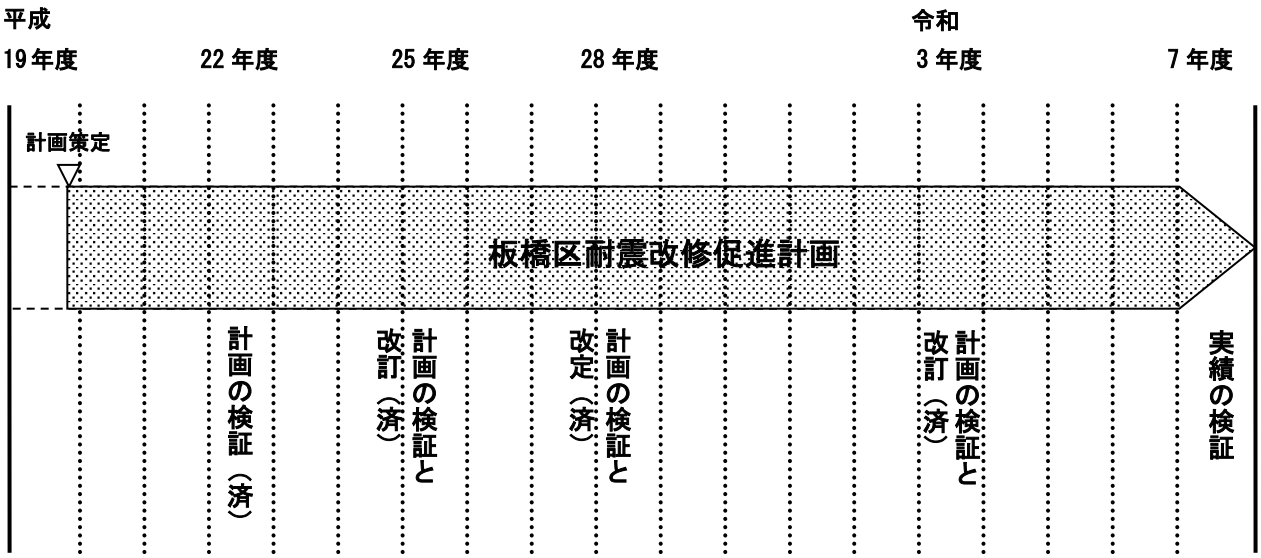

第２章　基本方針

１　想定される地震の規模・被害の状況

・　本計画では、東京都耐震改修促進計画（令和３年３月一部改定）との整合を図るため、「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議地震部会 平成24年４月18日公表）の東京湾北部地震（M7.3）を以下のとおり想定する。

首都直下地震等における板橋区の被害想定

東京湾北部地震（Ｍ７．３）　冬　風速８ｍ/ｓ　想定震度６弱（一部６強）						
建物被害	全倒壊	ゆれ		1,601 棟		
		液状化		11 棟		
		急傾斜地崩壊		44 棟		
	半倒壊	ゆれ		9,994 棟		
		液状化		638 棟		
		急傾斜地崩壊		95 棟		
				18 時	12 時	5 時
	焼　　失			760 棟	412 棟	270 棟
人的被害	死者	ゆれ・液状化　建物被害		59 人	50 人	98 人
		急傾斜地崩壊		3 人	3 人	4 人
		火災		15 人	8 人	7 人
		ブロック塀等		4 人	4 人	4 人
		屋外落下物		0 人	0 人	0 人
	負傷者	ゆれ・液状化　建物被害		2,467 人	2,201 人	3,912 人
		急傾斜地崩壊		3 人	3 人	5 人
		火災		32 人	14 人	12 人
		ブロック塀等		148 人	148 人	148 人
		屋外落下物		7 人	7 人	7 人
閉じ込めにつながるエレベーター停止				122 人	121 人	120 人
避難人口	避難生活者			46,691 人	45,481 人	44,990 人
	疎開者			25,141 人	24,490 人	24,226 人
帰宅困難者	区部	都内滞留者		10,635,113 人		
		帰宅困難者	10～20 km	928,008 人		
			20 km～	2,862,816 人		

2　重点的に耐震化を進める建築物等の現状

(1) 住宅の耐震化の現状（令和 2 年度末）

・　平成 30 年住宅・土地統計調査をもとに、東京都の推計方法に準じて、板橋区内の住宅の現況の耐震化率を以下のとおり算定した。

①　令和 2 年度末における住宅の耐震化率の算定　〔　戸数　〕

住宅については、木造住宅 約 80.4%、非木造住宅 約 87.9%、全体では約 86.1%が耐震性を満たしていると見込まれる。

・　平成 10 年度から平成 30 年度の住宅・土地統計調査をもとに令和 2 年度末の概数を以下のとおり推計した。

○ 木造住宅

（令和 2 年度末現在）

	住宅総数	未耐震住宅数	耐震住宅数
平成 10 年住宅・土地統計調査	88,550 戸	50,093 戸	38,457 戸
平成 30 年住宅・土地統計調査	77,250 戸	18,102 戸 (23.4%)	59,148 戸 (76.6%)
平成 10 年～平成 30 年の増減数	△11,300 戸	31,991 戸	20,691 戸
平成 10 年～平成 30 年の 年平均増減数	△565 戸/年	△1,600 戸/年	1,035 戸/年
令和 2 年度推計値 （平成 10 年～平成 30 年の変化をもとにした推計値）	76,120 戸	14,903 戸 (19.6%)	61,217 戸 (80.4%)

○ 非木造住宅（併用住宅含む）

（令和 2 年度末現在）

	住宅総数	未耐震住宅数	耐震住宅数
平成 10 年住宅・土地統計調査	134,750 戸	32,750 戸	102,000 戸
平成 30 年住宅・土地統計調査	220,360 戸	28,096 戸 (12.8%)	192,264 戸 (87.2%)
平成 10 年～平成 30 年の増減数	85,610 戸	△4,654 戸	90,264 戸
平成 10 年～平成 30 年の 年平均増減数	4,281 戸/年	△233 戸/年	4,513 戸/年
令和 2 年度推計値 （平成 10 年～平成 30 年の変化をもとにした推計値）	228,921 戸	27,631 戸 (12.1%)	201,290 戸 (87.9%)

○ **住宅の令和２年度末における耐震化率**〔平成 30 年の住宅・土地統計調査をもとに推計〕

建築物の分類	総戸数	未耐震住宅	耐震化住宅
木造住宅	76,120 戸	14,903 戸	61,217 戸（80.4%）
非木造住宅（併用住宅含む）	228,921 戸	27,631 戸	201,290 戸（87.9%）
住宅全体	305,041 戸	42,534 戸	262,508 戸（86.1%）

（マンションの住戸数を含む）

②　令和２年度末におけるマンションの耐震化率の算定　〔　棟数　〕

マンションについては、分譲マンション 約 85.1%、賃貸マンション 約 89.0%、全体では約 87.6%が耐震性を満たしていると見込まれる。

・　板橋区が実施した特定建築物調査（平成 20 年度調査（令和２度更新））をもとに令和２年度末の概数を以下のとおり推計した。

○ **分譲マンション（階数３以上かつ 1,000 ㎡以上）**

（令和２年度末現在）

昭和 56 年以前の建築物　A	昭和 57 年以降の建築物　B	建築物数 C（A＋B）	Aのうち耐震性があるもの　D	耐震化率（B＋D）/C
292 棟	791 棟	1,083 棟	131 棟	85.1%

総棟数（棟数）C	未耐震住宅（棟数）A－D	耐震化住宅（棟数）B＋D
1,083 棟	161 棟（14.9%）	922 棟（85.1%）

○ **賃貸マンション（階数３以上かつ 1,000 ㎡以上）**

（令和２年度末現在）

昭和 56 年以前の建築物　A	昭和 57 年以降の建築物　B	建築物数 C（A＋B）	Aのうち耐震性があるもの　D	耐震化率（B＋D）/C
415 棟	1,650 棟	2,065 棟	187 棟	89.0%

総棟数（棟数）C	未耐震住宅（棟数）A－D	耐震化住宅（棟数）B＋D
2,065 棟	228 棟（11.0%）	1,837 棟（89.0%）

○ **マンションの令和２年度末における耐震化率**

〔板橋区が実施した特定建築物調査をもとに推計〕

建築物の分類	総棟数	未耐震住宅	耐震化住宅
分譲マンション	1,083 棟	161 棟（14.9%）	922 棟（85.1%）
賃貸マンション	2,065 棟	228 棟（11.0%）	1,837 棟（89.0%）
マンション全体	3,148 棟	389 棟（12.4%）	2,759 棟（87.6%）

（登記簿謄本を調査）

(2) 民間の特定建築物の耐震化の現状（令和 2 年度末）

民間の特定建築物については、約 91.4%が耐震性を満たしていると見込まれる。

・　板橋区が実施した特定建築物調査（平成 20 年度調査（令和 2 度更新））等をもとに以下の用途について集計した板橋区内の総数は 2,386 棟である。

・　建築年次及び東京都の耐震化率の推計方法に準じて算定すると、耐震性があると想定されるものが 2,181 棟あり、令和 2 年度末の耐震化率は約 91.4%となる。

（令和 2 年度末現在）

特定建築物用途		昭和 56 年以前の建築物　A	昭和 57 年以降の建築物　B	建築物数 C（A＋B）	Aのうち耐震性があるもの　D	耐震化率（B＋D）/C
学校	私立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	0	11	11	0	100.0%
	上記以外の学校	12	40	52	7	90.4%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		0	0	0	0	－
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		2(1)	6	8(1)	1	87.5%
病院、診療所		19(2)	53	72(2)	8	84.7%
劇場、観覧場、映画館、演芸場		0	0	0	0	－
集会場、公会堂		2	14	16	1	93.8%
展示場		0	0	0	0	－
卸売市場		1	0	1	1	100.0%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		22(2)	45	67(2)	11	83.6%
ホテル、旅館		1	7	8	0	87.5%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		174	1,395	1,569	78	93.9%
事務所		25	119	144	12	91.0%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		0	54	54	0	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		1	8	9	0	88.9%
幼稚園、保育所		34(1)	41	75(1)	17	77.3%
博物館、美術館、図書館		0	0	0	0	－
遊技場		4	16	20	2	90.0%
公衆浴場		2	6	8	1	87.5%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		0	3	3	0	100.0%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		12	35	47	6	87.2%
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		68	128	196	34	82.7%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		0	0	0	0	－
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設		3	13	16	1	87.5%
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		1(1)	3	4(1)	1	100.0%
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物		6(2)	0	6(2)	3	50.0%
合　計		389	1,997	2,386	184	91.4%

※棟数のうち、()内は要緊急大規模建築物を示す。

総数（棟数）C	未耐震（棟数）A－D	耐震化（棟数）B＋D
2,386	205（8.6%）	2,181（91.4%）

(3) 民間の一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状（令和 2 年度末）

一般緊急輸送道路沿道建築物※9 については、約 85.7%が耐震性を満たしていると見込まれる。

・　板橋区が実施した特定建築物調査（平成 20 年度調査（令和 2 度更新））等をもとに以下の道路について集計した板橋区内の総数は 861 棟である。

・　建築年次及び東京都の耐震化率の推計方法に準じて算定すると、耐震性があると想定されるものが 738 棟あり、令和 2 年度末の耐震化率は約 85.7%となる。

（令和 2 年度末現在）

分類	道路名称	昭和 56 年以前の建築物　A	昭和 57 年以降の建築物　B	建築物数　C（A＋B）	Aのうち耐震性があるもの　D	耐震化率（B＋D）/C
一般緊急輸送道路	環状八号線	8	39	47	4	91.5%
	赤羽西台線	14	58	72	6	88.9%
	長後赤塚線	32	98	130	14	86.2%
	環状六号線	7	56	63	3	93.7%
	補助線 87	15	14	29	7	72.4%
	板橋区道第 2113 号線	23	38	61	10	78.7%
	板橋区道第 2112 号線	3	21	24	1	91.7%
	常盤台赤羽線	50	115	165	23	83.6%
	板橋区道第 2110 号線	8	11	19	4	78.9%
	池袋谷原線	1	3	4	0	75.0%
	鮫洲大山線	28	96	124	13	87.9%
	板橋区道第 2103 号線	6	21	27	3	88.9%
	板橋区道第 1921 号線	13	7	20	6	65.0%
	板橋区道第 2095 号線	4	11	15	2	86.7%
	板橋区道第 2094 号線	3	11	14	1	85.7%
	板橋区道第 1888 号線	7	36	43	3	90.7%
	板橋区道第 2092 号線	1	3	4	0	75.0%
合　計		223	638	861	100	85.7%

総数（棟数）C	未耐震（棟数）A－D	耐震化（棟数）B＋D
861	123（14.3%）	738（85.7%）

※9　敷地が一般緊急輸送道路（P.2 ※5 参照）に接し、高さが概ね道路幅員の１／２以上の建築物をいう。

①前面道路幅員が 12mを超える場合

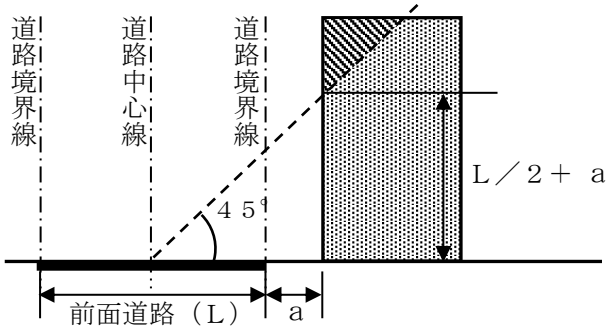

②前面道路幅員が 12m以下場合

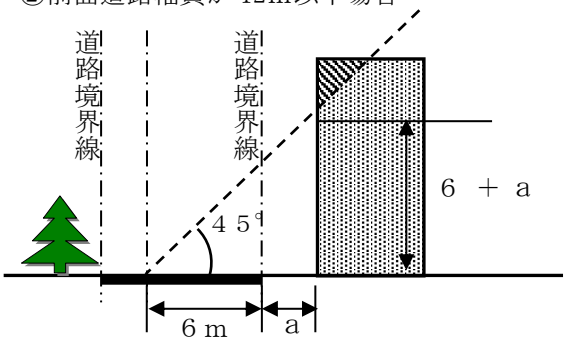

一般緊急輸送道路（特定緊急輸送道路を除く）　道路網図

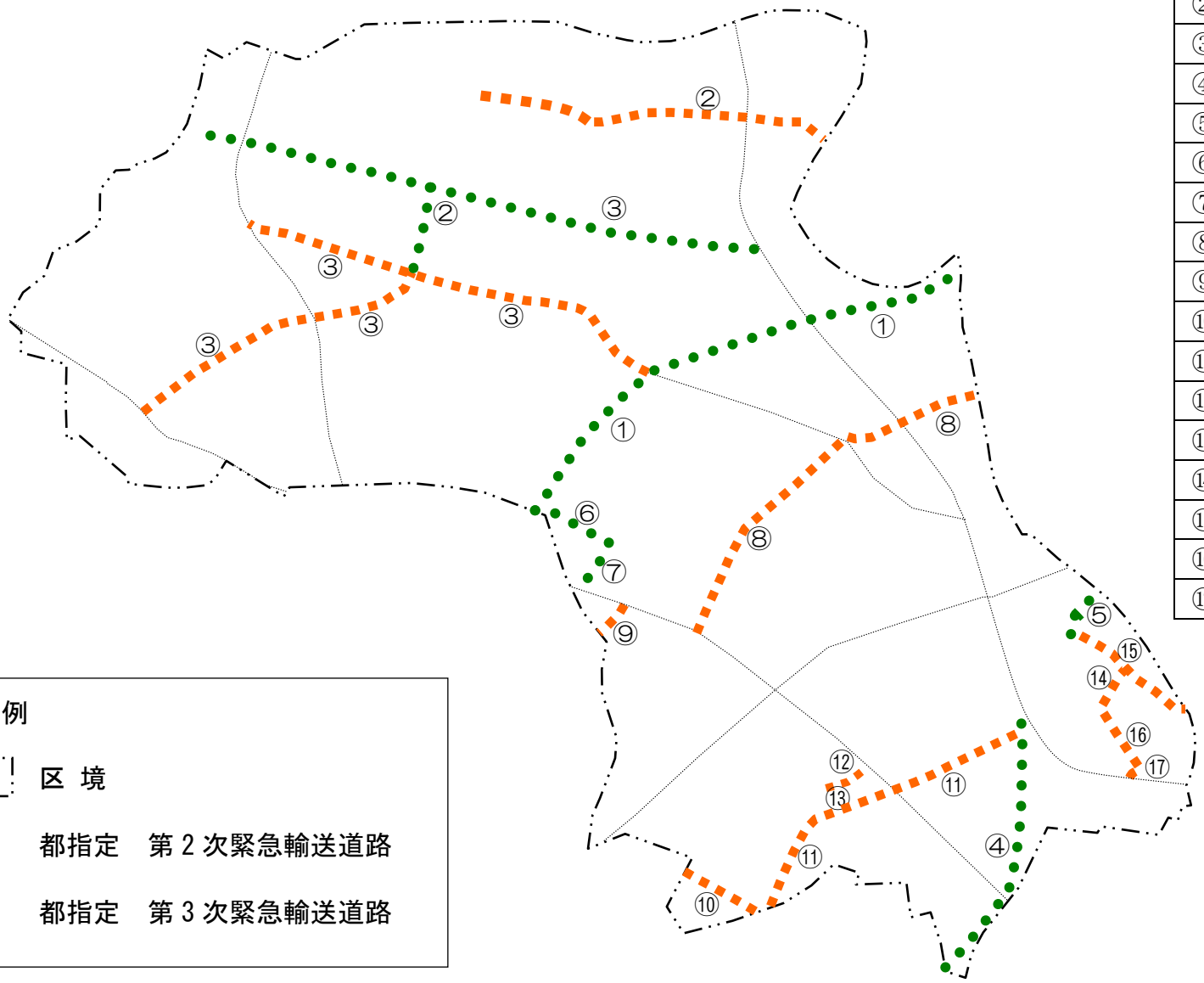

①	環状八号線
②	赤羽西台線
③	長後赤塚線
④	環状六号線
⑤	補助線 87 の一部
⑥	板橋区道第 2113 号線
⑦	板橋区道第 2112 号線
⑧	常盤台赤羽線
⑨	板橋区道第 2110 号線
⑩	池袋谷原線
⑪	鮫洲大山線
⑫	板橋区道第 2103 号線
⑬	板橋区道第 1921 号線
⑭	板橋区道第 2095 号線
⑮	板橋区道第 2094 号線
⑯	板橋区道第 1888 号線
⑰	板橋区道第 2092 号線

(4) 民間の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状（令和 2 年度末）

特定緊急輸送道路沿道建築物※10 については、90.8%が耐震性を満たしている。

・　板橋区が実施した特定建築物調査（平成 20 年度調査（令和 2 度更新））等をもとに以下の道路について集計した板橋区内の総数は 706 棟である。このうち、現存する昭和 56 年以前の建築物は 101 棟あり、耐震性のあるものは 36 棟（「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（以下「耐震化推進条例」という。）第 8 条に基づく結果報告による）あり、令和 2 年度末の耐震化率は以下のとおり 90.8%となっている。

（令和 2 年度末現在）

分類	道路名称	昭和 56 年以前の建築物の現存件数 A	昭和 57 年以降の建築物 B	建築物数 C（A＋B）	A のうち耐震性があるもの D	耐震化率（B＋D）/C
特定緊急輸送道路	17 号（中山道・新大宮バイパス）	38	194	232	12	88.8%
	254 号（川越街道）	47	263	310	20	91.3%
	環状七号線	10	107	117	2	93.2%
	高速 5 号池袋線	6	27	33	2	87.9%
	中央環状線	0	11	11	0	100.0%
	練馬川口線	0	3	3	0	100.0%
合　計		101	605	706	36	90.8%

総数（棟数）C	未耐震（棟数）A－D	耐震化（棟数）B＋D
706	65（9.2%）	641（90.8%）

※10　敷地が特定緊急輸送道路（P.2 ※４参照）に接し、高さが概ね道路幅員の１／２以上の建築物をいう。

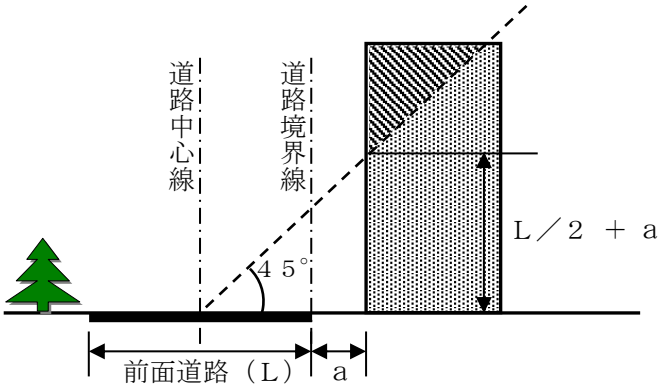

特定緊急輸送道路　道路網図

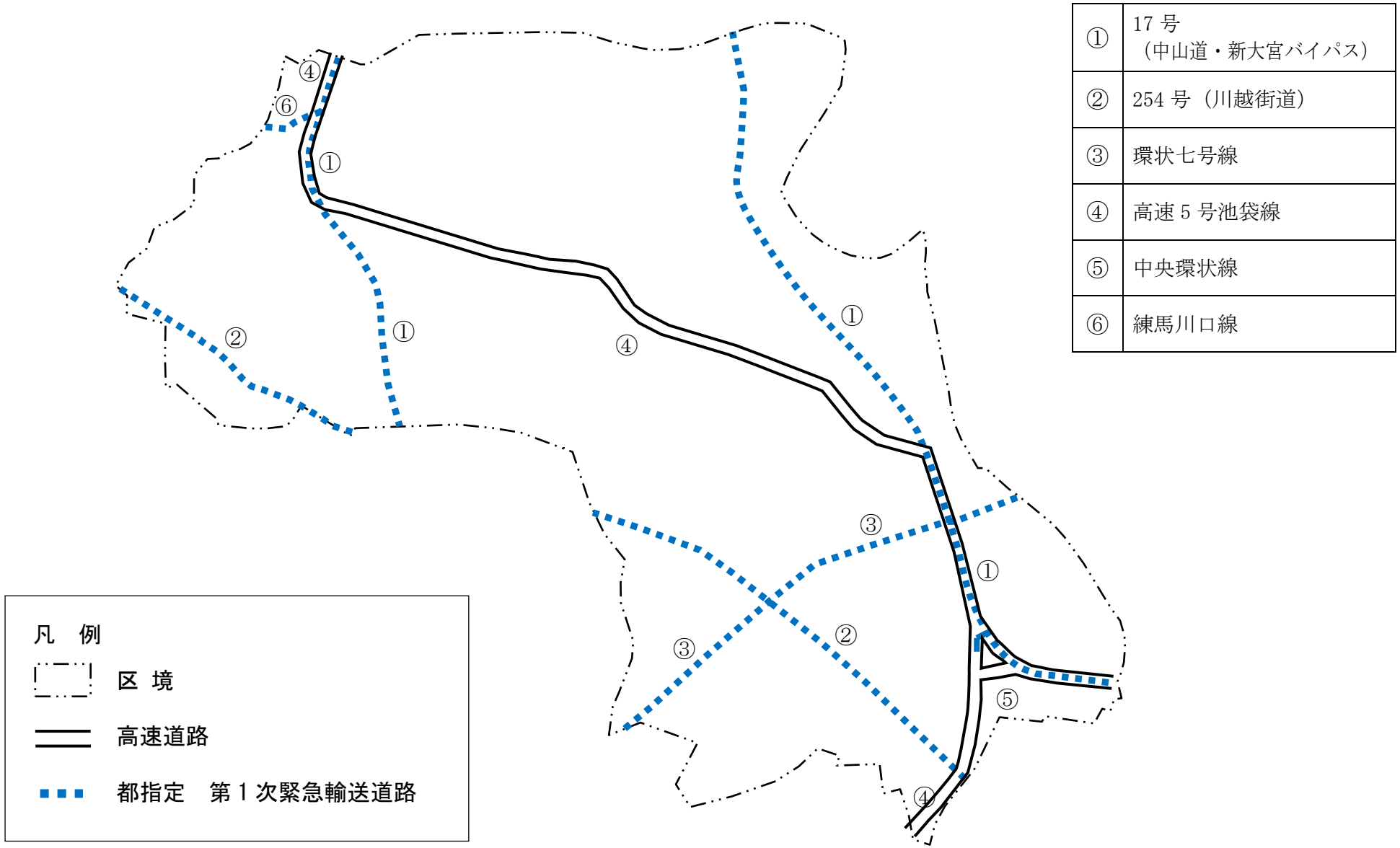

①	17 号 （中山道・新大宮バイパス）
②	254 号（川越街道）
③	環状七号線
④	高速 5 号池袋線
⑤	中央環状線
⑥	練馬川口線

(5) 区公共建築物の耐震化の現状（令和 2 年度末）

① 区立小・中学校

区立小・中学校については、校舎・体育館ともに 100%が耐震性を満たしている。

・　板橋区内の区立小・中学校の学校数は 73 校※11 あり、令和 2 年度末の耐震化率は以下のとおり校舎・体育館ともに 100%である。

（令和 2 年度末現在）

耐震化評価 （耐震診断結果等）	校　舎	体育館
A：耐震性あり※12	73 校	73 校
B：一部耐震性なし	0 校	0 校
C：耐震性なし	0 校	0 校

	総校数 A＋B＋C	未耐震校数（割合） B＋C	耐震化校数（割合） A
校　舎	73	0	73（ 100%）
体育館	73	0	73（ 100%）

※11　各学校内にある建築物の対象規模は、校舎においては、2 階建て以上かつ床面積 200 ㎡以上、体育館は、1 階建て以上かつ床面積 200 ㎡以上を対象としている。

※12「耐震性あり」の耐震化評価は、学校内における対象建築物の耐震化が 100%完了しているものとする。

② 学校以外の区公共建築物

学校以外の区公共建築物については、100%が耐震性を満たしていると見込まれる。

・　板橋区内の学校以外の区公共建築物は 134 棟※13 であり、令和 2 年度末の耐震化率は以下のとおり 100%である。

（令和 2 年度末現在）

建築年次による区分	合計	耐震化評価（耐震診断結果等）	
昭和 56 年以前に竣工した建築物	50 棟	A：耐震性を満たすもの	50 棟
昭和 57 年以降に竣工した建築物	84 棟	B：昭和 57 年以降に竣工した建築物	84 棟

総数（棟数）A＋B	未耐震（棟数）	耐震化（棟数）　A＋B
134	0	134（100.0%）

※13　対象規模は、2 階建て以上かつ床面積 300 ㎡以上（区分所有、仮設的建築物及び現在利用が廃止されている施設で、今後跡利用の検討が必要な施設、民間に譲渡された施設を除く）

(6) 組積造等の塀の耐震化の現状（令和 2 年度末）

・　平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震を受け、平成 30 年度に、通学路に面している組積造等の塀について、安全性を確認する調査を実施した。

・　令和 2 年度には、特 C ランク、D ランク※14 の塀を対象に、追跡調査を実施した。

	A ランク（安　全）	B ランク（一応安全）	C ランク（注　意）	特 C ランク（特に注意）	D ランク（危　険）
平成 30 年度	1,836 件	999 件	919 件	729 件	349 件
令和 2 年度				650 件	261 件

※14　ランクは、一般社団法人日本建築学会発行の「ブロック塀の診断カルテ」を参考に、分類

3　耐震化の目標

(1) 住宅に関する耐震化の目標

・　国の目標値　住生活基本計画では令和 12 年度までに、耐震性を有しない住宅ストックの比率をおおむね解消

・　都の目標値　令和 7 年度末までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消

（東京都耐震改修促進計画）

・　区の目標値

住宅については、令和 7 年度末までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消とする。

令和 2 年度末の住宅全体の耐震化率は、約 86.1%（木造住宅 80.4%、非木造住宅 87.9%）であり、令和 7 年度末までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消することを目標とする。

なお、区営住宅等※15（27 棟）の耐震化率は既に 100%である。

※15　区営住宅等：区営住宅、高齢者住宅、改良住宅

(2) 民間の特定建築物の耐震化の目標

・　都の目標値　令和 7 年度末までに耐震化率 95%（東京都耐震改修促進計画）

・　区の目標値

民間の特定建築物については、すべての用途において、令和 7 年度末までに耐震化率を 95%とする。

・　令和 2 年度末の耐震化率は約 91.4%であり、令和 7 年度末までにすべての用途において耐震化率を 95%とすることを目標とする。

(3) 民間の一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

一般緊急輸送道路沿道建築物については、令和 7 年度末までに耐震化率 90%とする。

・　令和 2 年度末の耐震化率は約 85.7%であり、令和 7 年度末までに耐震化率を 90%とする。

(4) 民間の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和 7 年度末までに耐震化率 100%とする。

・　令和 2 年度末の耐震化率は 90.8%であり、令和 7 年度末までに耐震化率 100%とする。

(5) 組積造等の塀の耐震化の目標

危険な組積造等の塀の解消に努めていく。

・　通学路沿道にある組積造等の塀は、平成 30 年度に調査を行ったが、それ以外の道路沿道にも危険な組積造等の塀が存在する。地震発生時に通行人の安全を確保するため、これらの塀の解消に努めていくものとする。

(6) 耐震化率の現状と目標（まとめ）

・　令和２年度末の耐震化率と令和７年度末までの目標は以下のとおりである。

耐震化率の現状と目標（一覧）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">建築物の分類</th><th colspan="4">耐　震　化　率</th></tr>
<tr><th>当　初
平成 18 年度末</th><th>2025 計画策定
平成 27 年度末</th><th>現状
令和 2 年度末</th><th>目　標
令和 7 年度末</th></tr>
<tr><td colspan="2">住　宅（戸）</td><td>75.7%</td><td>81.2%</td><td>86.1%</td><td>おおむね解消</td></tr>
<tr><td colspan="2">民間の特定建築物（棟）</td><td>80.4%※16</td><td>90.3%※15</td><td>91.4%</td><td>95%</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般緊急輸送道路
沿道建築物（棟）</td><td>－</td><td>83.8%</td><td>85.7%</td><td>90%</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定緊急輸送道路
沿道建築物（棟）</td><td>－</td><td>86.9%</td><td>90.8%</td><td>100%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区公共建築物</td><td>小・中学校（校）</td><td>54.2%</td><td>校　舎 100%
体育館 100%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>学校以外（棟）</td><td>68.0%</td><td>99.0%</td><td>100%</td><td></td></tr>
</table>

※16　民間の特定建築物における、平成 18 年度末と令和 2 年度末の耐震化率の調査方法は異なる。
平成 18 年度末の耐震化率の算定方法:　平成 18 年度の特殊建築物等定期調査報告をもとに推計
令和 2 年度末の耐震化率の算定方法 ：　特定建築物調査（平成 20 年度調査(令和 2 度更新)）等をもとに推計

第３章　耐震化の促進

１　基本的な取り組み方針

(1) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための基本的考え方

・　建築物等の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とする。

・　建物所有者は、地震による建築物等の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むものとする。

・　区は、区民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、技術的な支援を行うとともに、公共的な観点から必要がある場合については、財政的な支援を行う。

　また、耐震診断・耐震改修を促進させるため、都及び関係団体と連携して取り組むものとする。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進への取り組み方針

・　区は、重点的に取り組むべき施策を設定し、耐震診断・耐震改修の促進に際しては既存事業の一層の促進を図るとともに、効率的かつ効果的な施策を実施する。

2　耐震化方針

(1) 特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路の建築物の耐震化方針

・　特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路は、震災時の救急救命活動の生命線となり、復旧・復興の大動脈を担う道路である。特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路沿道の対象建築物に対しては、「東京都耐震改修促進計画」および「耐震化推進条例」と連携し、耐震化に重点的に取り組み、災害時における建物倒壊による道路閉塞を防止する。

・　都は、耐震化推進条例に基づき、大規模災害時に救急救命活動や物資輸送に使用する特に高い公共性を有する道路を「特定緊急輸送道路」と指定し、この道路沿いの対象建築物に対して耐震化状況報告と耐震診断の実施を義務化しており、また、この対象建築物は、耐震改修促進法においても要安全確認計画記載建築物と位置付けられ、同様の義務が生じているため、板橋区は都と連携し耐震化に重点的かつ集中的に取り組む。

＊板橋区内で義務化の対象となっている建築物は、すべて耐震診断を実施済である。

〔耐震診断が義務化される建築物〕

耐震診断が義務化される建築物は、次の①～③全てに該当するもの

①　敷地が特定緊急輸送道路に接している建築物

②　昭和 56 年 6 月 1 日施行の耐震基準改正前に建築された建築物

③　道路幅員のおおむね２分の１以上の高さの建築物

〔耐震診断以外の義務〕

耐震診断が義務化される建築物の所有者は、耐震診断以外にも、次のことが義務付けられる。

①　平成 23 年 10 月以降、耐震診断や改修の実施状況報告義務

②　耐震診断の結果、耐震性能を満たしていない場合には、耐震改修等の実施の努力義務

③　耐震診断や改修を実施した際は、その内容を知事へ報告する義務

(2) 住宅の耐震化方針

・　木造住宅は、重点的に耐震化を促進する。

・　中高層マンションが倒壊した場合には、居住者に及ぼす被害ばかりでなく、その周辺地域に被害が及ぶ場合もあり、また道路交通の支障になり地震発生後の被害を拡大させる可能性があることから、重点的に耐震化を促進する。

(3) 民間の特定建築物の耐震化方針

・　耐震改修促進法に基づく民間の特定建築物は、多数の者が利用する施設や震災時要援護者が利用する施設などがあり、震災による被害が甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を促進する。特に、病院・診療所、幼稚園・保育所、危険物の貯蔵等に供する建築物については、耐震化に取り組む。

＊　要緊急安全確認大規模建築物（P.2～4 参照）の所有者は、耐震診断の実施とその結果報告が義務化されている。

板橋区内の対象建築物は全て耐震診断を実施・結果報告済みで、耐震診断率は 100%となっている。

(4) 危険な組積造の塀等の耐震化方針

・　危険な組積造等の塀を放置し地震により倒壊した場合、通行人が被害を受ける恐れが高いため、危険な組積造等の塀の除却を促進する。

3　重点的に取り組むべき施策

(1) 特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化（要安全確認計画記載建築物含む）

・　対象建築物に対して、郵送等による耐震化の普及・啓発活動を行うとともに、「耐震改修促進法」及び「東京都耐震化推進条例」に基づき指導、助言を行う。

・　区は都と連携し、必要に応じて耐震化に係る費用の助成や情報提供・相談体制を充実させる。

(2) 建築物等の耐震化

① 住宅の耐震化

◇ 木造住宅の耐震化（戸建住宅、共同住宅）

・　対象建築物に対して、郵送等による耐震化の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて費用の助成や情報提供・相談体制の充実を図る。

・　戸建住宅等については、老朽化の進行を踏まえ除却による耐震化を促進する。

・　不燃化建替えを促進するため、都と連携し、必要に応じて建替えに係る費用の助成を充実させる。

◇ マンションの耐震化

・　対象建築物に対して、訪問や郵送による耐震化の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて費用の助成や情報提供・相談体制の充実を図る。

・　分譲マンションの区分所有者等が行う、耐震診断・耐震改修に係る合意形成の作業に対して支援する。

② 民間の特定建築物の耐震化（要緊急安全確認大規模建築物含む）

・　対象建築物に対して、訪問や郵送による耐震化の普及・啓発活動を強化するとともに、「耐震改修促進法」に基づき指導、助言を行う。

・　耐震化に係る費用の助成や情報提供・相談体制を必要に応じて充実させる。

③ 組積造等の塀

・　危険な組積造等の塀に対して、郵送等による耐震化の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて費用の助成や情報提供・相談体制の充実を図る。

第４章　耐震化に係る総合的な施策の展開

１　耐震化を促進するための方策

(1) 耐震診断及び耐震改修等にかかる助成制度

・　区は、建物所有者等が主体的に耐震化に取り組めるよう、助成制度を必要に応じて充実し、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

　また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、公共的な観点から、都と連携して必要な支援を行う。

(2) 相談体制の整備及び情報提供

・　区は、区民からの問い合わせに対して適切な対応ができるように、耐震診断及び耐震改修等に関する相談体制の充実を図る。

　また「広報いたばし」等による耐震診断及び耐震改修等に関する周知活動や耐震化に関するパンフレットの活用などにより、情報提供を行う。

① 相談体制

・　相談窓口では、耐震診断及び耐震改修等一連の内容について相談に応じる。

　また、耐震に関する相談を希望する区民へ建築士等を派遣する、「耐震化アドバイザー制度」等の活用により、相談や情報提供などを行う。

・　専門的な事項については、関係団体等と十分に連携・協力し、無料相談会を定期的に開催するなど、建築物全般にわたる相談に対応する。

＜無料相談会の様子＞

② 情報提供

- 区民や事業者が耐震診断及び耐震改修等を実施するためには、建築物等の所有者、居住者、占有者が自ら耐震化についての知識を持ち、耐震化の必要性や支援制度等の情報について把握することが必要である。
- これらの者に対し区は、耐震化に関するパンフレットの配布、ホームページの掲載、訪問を行うなど様々な媒体・情報源を活用し普及啓発を図るとともに、相談窓口の整備を行う。
- 必要に応じて、区のまちづくり事業の説明会や町会・自治会の防災訓練、板橋区総合防災訓練等の実施にあわせて啓発活動を行い、自分の住まいや建築物等の耐震性について区民の理解を高めていく。
- 実施にあたっては、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム※17を定め、総合的に取り組んでいく。

表：耐震診断及び耐震改修等を区民の身近なものとするための意識啓発活動の内容

○ 広報いたばし、ホームページによる広報
○ 耐震関係パンフレットの作成と配布
○ 耐震化アドバイザー制度の普及・啓発
○ 無料相談会の実施（3 月、9 月）

※17　住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
耐震化に係る啓発活動や情報提供について、総合的に推進することを目的として定めたプログラム。

(3) 地域住民や関係機関等との連携

・　区は、都や他自治体及び建築関係団体、区民等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物等の耐震化の促進に取り組むものとする。

① 地域住民との連携

・　住民自ら地震に強いまちづくりに取り組む町会・自治会やまちづくり団体等に対し、必要な情報の提供などを行い、まちづくり活動と連携した効果的な耐震化の促進を図る。

② 関係団体、事業者との連携

・　区内の建築士事務所や建設業の協会等と連携して、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組むため、区民に向けた耐震無料相談会を共催している。

・　区内の建築士事務所が構成する組織においては、区民からの耐震化への相談に常時対応できるよう、相談窓口の設置についても協力を得ている。

③ 都・他の自治体との連携

・　区は都と連携して耐震改修促進法や耐震化推進条例に基づく指導、助言等を行う。

・　必要に応じて、周辺自治体と連携し、耐震化の促進に関する施策を効果的に実施していく。

(4) 税制優遇の啓発

・　住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制の活用は有効である。

区が支援する耐震改修助成を行うと同時に、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置の周知に努める。

(5) 地震防災関連資料の活用

・　区は、区民に事前の備えに役立ててもらうことを目的に、地震に関する地域危険度測定調査（東京都）などの資料により、区民に地震発生時の揺れやすさや建物に被害が生じる程度を示した地域の危険度に関する情報を提供する。

2　建物所有者への指導・指示等

・　区は国や都と連携し、対象建築物等の所有者に対して、耐震改修促進法及び耐震化推進条例に基づく指導、助言等実施していく。

(1)　重点的に指導等を行う対象建築物

○ 地震被害の軽減を図るため、原則として、以下の建築物について、重点的に指導等を行う。

・　地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物※18

・　学校、病院・診療所、幼稚園・保育所、危険物の貯蔵等に供する特定既存耐震不適格建築物

※18　通行障害既存耐震不適格建築物
　地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするものとして政令で定める建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。

(2)　耐震改修促進法による指導、助言等の実施

① 耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修促進法による耐震診断の命令等は、以下のとおり実施する。

・　**耐震改修促進法第８条第１項及び第２項、附則第３条第３項に基づく命令及び公表**

　対象となる建築物の所有者に対し、耐震診断を実施しない場合、診断の結果を報告するよう命令し、その旨を公表する。

② 耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修促進法による耐震改修の指導等は、以下のとおり実施する。

・　**耐震改修促進法第 12 条第１項及び附則第３条第３項に基づく指導及び助言**

　対象となる建築物の所有者に対し、耐震改修の必要性を説明し、その実施を促す。指導及び助言は、啓発文書の送付や説明会の開催などにより行う。

・　**耐震改修促進法第 12 条第２項及び附則第３条第３項に基づく指示**

　指導又は助言を受けた建築物の所有者に対して、耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行う。

・　**耐震改修促進法第 12 条第３項及び附則第３条第３項に基づく公表**

　指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表する。公表に当たっては、建物所有者による耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震改修の実施の見込みを勘案して判断する。

③ 既存耐震不適格建築物について、耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の指導等は、以下のとおり実施する。

・　耐震改修促進法第 15 条第１項及び第 16 条第２項に基づく指導及び助言

対象となる既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して、その実施を促す。指導及び助言は、啓発文書の送付や説明会の開催を始め、指導啓発等の機会を活用して行う。

・　耐震改修促進法第 15 条第２項に基づく指示

対象となる特定既存耐震不適格建築物の所有者について、指導及び助言により耐震診断又は耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行う。

・　耐震改修促進法第 15 条第３項に基づく公表

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震診断又は耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表する。公表に当たっては、建物所有者による耐震診断又は耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震診断・耐震改修の実施の見込みを勘案して判断する。

(3)　建築基準法による勧告又は命令の実施

・　原則として、耐震改修促進法第12条第３項、第15条第３項又は附則第３条第３項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建物所有者が耐震改修を行わない建築物のうち、建築基準法第10条の規定に該当する建築物についてはその建物所有者等に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討する。

(4) 耐震化推進条例による指導、助言等の実施

○ 耐震化推進条例による指導等は、以下のとおり実施する。

・ 耐震化推進条例第９条第１項に基づく耐震化状況に関する指導、助言

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者等に対し、耐震化状況報告の必要性を説明し、その実施を促す。指導及び助言は、説明文書の送付や説明会の開催等により行う。

・ 耐震化推進条例第11条第１項に基づく耐震化に関する指導、助言

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の必要性を説明し、その実施を促す。指導及び助言は、啓発文書の送付、説明会の開催、個別訪問等により行う。

・ 耐震化推進条例第11条第２項に基づく耐震化に関する指示

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が、指導及び助言により、耐震診断の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行う。

・ 耐震化推進条例第12条第１項に基づく耐震診断を実施しない場合の公表

特定緊急輸送道路ごとに知事が定める日までに、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないとき及び指示を受けた特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が、当該指示に係る期限経過後も、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないときは、耐震診断が実施されていない旨及び当該特定緊急輸送道路沿道建築物の所在地等を公表する。

・ 耐震化推進条例第13条に基づく耐震診断実施命令

指示を受けた特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が、当該指示に関する期限経過後もなお、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないときは、当該所有者に対し、期限を定めて、当該指示に係る耐震診断を実施すべきことを記載した文書を交付して命ずる。

・　耐震化推進条例第14条第１項に基づく耐震改修等実施指示

特定緊急輸送道路沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合していないと認めるときは、当該特定緊急輸送道路沿道建築物建築物の所有者に対し、具体的な事項を記載した文書を交付して耐震改修等を実施するよう指示する。指示を受けた特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震改修等を実施しない場合は、その旨を公表する。

・　耐震化推進条例第14条第２項に基づく占有者への助言等

特定緊急輸送道路沿道建築物の占有者に対し、当該特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する情報を提供する等必要な助言をする。また、当該特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が行う耐震改修等の実現に向けた協力について必要な指導及び助言をする。指導及び助言は、啓発文書の送付、説明会の開催、個別訪問等により行う。

3　耐震化に係わる支援策

・　耐震化に係わる現状における区の支援策は、以下のとおりである。

区の耐震支援制度（令和 3 年 4 月　現在）

（注）対象建築物の共通要件：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物であること

	名　称	支援内容	対　象	備　考	所　管
1	建築物耐震診断助成	耐震診断経費の一部を助成 緊急輸送道路沿道建築物 ・診断経費の 4/5 ・上限 240 万円 その他の建築物 ・診断経費の 2/3 ・上限 200 万円	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・区内にある木造以外の民間建築物 ※民間公益施設については一部木造も対象		【窓口】 都市整備部 建築安全課
2	補強設計費助成	補強設計費の一部を助成 ・補強設計費の 1/3 ・上限 100 万円	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・区内にある木造以外の民間建築物 ※耐震診断の結果、耐震補強が必要とされたもの。	【主な要件】 ・延べ面積が 1,000 ㎡以上 ・地上 3 階建て以上	【窓口】 都市整備部 建築安全課
3	耐震改修工事費助成	耐震改修工事費の一部を助成 緊急輸送道路沿道建築物 ・工事費の 2/3 ・上限 4000 万円 その他の建築物 ・工事費の約 15% ・上限 2000 万円	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・区内にある木造以外の民間建築物 ※耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定を受けたもの。	【主な要件】 ・延べ面積が 1,000 ㎡以上 ・地上 3 階建て以上	【窓口】 都市整備部 建築安全課
4	緊急輸送道路沿道建築物 建替え・除却工事費助成	建替え・除却工事費の一部を助成 ・建替え、除却工事費の 1/3 ・上限 2000 万円	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・区内にある木造以外の民間建築物	・補助率は建替、除却、耐震改修に要する費用の最少額に対するもの	【窓口】 都市整備部 建築安全課

	名　称	支援内容	対　象	備　考	所　管
5	特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震診断助成	耐震診断経費を助成 ・延べ面積 3000 ㎡未満は 10/10 ・延べ面積 3000 ㎡以上は 5/6	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・特定緊急輸送道路沿道の建築物	対象とされる特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断は終了	【窓口】 都市整備部 建築安全課
6	特定緊急輸送道路沿道建築物 補強設計費助成	補強設計費の一部を助成 ・設計費の 10/10	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・特定緊急輸送道路沿道の建築物 ※耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定を受けたもの。		【窓口】 都市整備部 建築安全課
7	特定緊急輸送道路沿道建築物 改修工事費助成	改修工事費の一部を助成 ・工事費の 9/10 ※一定の面積を超えた場合の補助率低減あり ※上限額あり	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・特定緊急輸送道路沿道の建築物 ※耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定を受けたもの。	・Is 値が 0.6 相当以上となる工事であること	【窓口】 都市整備部 建築安全課
8	特定緊急輸送道路沿道建築物 建替え工事 除却工事費	建替え・除却工事費の一部を助成 ・建替え・除却工事費の 1/3 ※一定の面積を超えた場合の補助率低減あり ※上限額あり	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・特定緊急輸送道路沿道の建築物 ※耐震診断の結果、耐震補強が必要とされたもの。	・補助率は建替え除却、耐震改修に要する費用の最少額に対するもの	【窓口】 都市整備部 建築安全課

	名　称	支援内容	対　象	備　考	所　管
9	木造住宅耐震診断助成	木造住宅の耐震診断費用の一部を助成 ・費用の 1/2 　上限 7.5 万円 高齢者 ・費用の 2/3 　上限 10 万円 特定地域 ・費用の 4/5 　上限 12 万円	【対象者】 建物所有者で区内在住者 【対象建築物】 ・区内にある木造住宅	【主な要件】 ・併用住宅(1/2 以上が住宅) ・指定診断機関を利用 ・区民税を滞納していない	【窓口】 都市整備部 建築安全課
10	木造住宅耐震設計助成	木造住宅の耐震設計や概算見積費用の一部を助成 ・費用の 2/3 　上限 4 万円	【対象者】 建物所有者で区内在住者 【対象建築物】 ・区内にある木造住宅 ・耐震診断で評点 1.0 未満のもの	【主な要件】 ・区の診断助成を受けたもの ・指定診断機関を利用 ・区民税を滞納していない	【窓口】 都市整備部 建築安全課
11	木造住宅耐震補強工事助成	木造住宅の耐震改修工事費用の一部を助成 ・費用の 1/2 　上限 75 万円 〈高齢者〉 ・費用の 2/3 　上限 100 万円	【対象者】 建物所有者で区内在住者 【対象建築物】 ・区内にある木造住宅 ・耐震診断で評点 1.0 未満のもの ・違反建築物でない	【主な要件】 ・区の診断助成を受けたもの ・指定施工業者を利用 ・区民税を滞納していない	【窓口】 都市整備部 建築安全課
12	木造住宅除却工事助成	木造住宅の除却工事費用の一部を助成 ・費用の 1/3 　上限 50 万円	【対象者】 建物所有者で区内在住者 【対象建築物】 ・特定区域内にある木造住宅 ・耐震診断で評点 1.0 未満のもの	【主な要件】 ・区の診断助成を受けたもの ・区民税を滞納していない	【窓口】 都市整備部 建築安全課
13	木造住宅建替え工事助成	木造住宅の建替え工事費用の一部を助成 ・上限 100 万円	【対象者】 建物所有者で区内在住者 【対象建築物】 ・特定区域内にある木造住宅 ・準耐火建築物 ・外壁保有距離が 50 ㎝以上	【主な要件】 ・区の診断助成を受けたもの ・区民税を滞納していない ・高齢者等が居住する	【窓口】 都市整備部 建築安全課

	名　称	支援内容	対　象	備　考	所　管
14	木造住宅耐震シェルター等設置工事助成	木造住宅に設置する耐震シェルター等設置工事費用の一部を助成 ・費用の 1/2 上限 15 万円 避難困難者居住世帯 ・費用の 9/10 上限 30 万円	【対象者】 建物所有者で区内在住者 【対象建築物】 ・区内にある木造住宅 ・耐震診断で評点 1.0 未満のもの	【主な要件】 ・区の診断助成を受けたもの ・区民税を滞納していない ・高齢者等が居住する ・世帯所得が 200 万円以下	【窓口】 都市整備部 建築安全課
15	耐震化アドバイザー派遣事業	全額区が負担	【対象者】 建物所有者等 【対象建築物】 ・区内にある木造以外の民間建築物 ※民間公益施設については一部木造も対象	・アドバイザー(建築士等)を派遣し、耐震化に関する相談に応じる	【窓口】 都市整備部 建築安全課
16	ブロック塀等撤去及び新設工事助成	ブロック塀等の撤去費用の一部を助成 ・見附面積 1 ㎡あたり 3 万円まで 上限 30 万円、角地は 45 万円 フェンス等の新設工事費用の一部を助成 ・フェンス等の長さ 1mあたり 2 万円まで 上限 30 万円	【対象者】 ブロック塀等の所有者	【主な要件】 ・高さが 1.2m以のもの ・道路に面するもの ・区が危険であると認めたもの ・建築確認を受けたもの(新設で建物に付属するもの)	【窓口】 都市整備部 建築安全課

※耐震化に係わる区の支援策については、国や都の状況に応じ、適宜改正を行う。
※助成は年度毎の予算の範囲内で行う。
※最新の情報については所管の窓口にお問い合わせください。

4　関連施策の推進

・　地震時における建築物に関連した安全対策として、家具転倒防止、がけ・よう壁の倒壊防止等の対策を促進する。

(1) 家具転倒・落下・移動防止

・　近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒及び落下を原因とする負傷者が多発している。

　また、家具転倒防止器具の設置費に関する支援や啓発を実施することにより、区民に家具を固定することの重要性を周知して普及を図っていく。

主な支援策

○ 高齢者家具転倒防止器具取付費用助成

・ 内　容：寝室・居室等の家具に転倒防止器具を取り付ける費用等を助成（限度額有）

・ 対象者：65 歳以上の高齢者のみの世帯など

・ 窓　口：健康生きがい部　長寿社会推進課

○ 手帳所持者向け家具転倒防止器具取付助成

・ 内　容：家具に転倒防止器具を取り付ける費用等を助成（限度額有）

・ 対象者：障がい者のみの世帯

・ 窓　口：住所地を所管する福祉事務所（板橋・赤塚・志村福祉事務所）

(2) がけの崩壊及びよう壁の倒壊防止

・　傾斜や高低差がある土地は、地震による土砂崩れやよう壁の倒壊で、建物が押しつぶされる危険がある。こうした被害は建物の補強で防ぐことは困難であるため、強固なよう壁を設置するなどの対策が必要である。

　このため、区が主体となって、危険性が高いものに対し、必要な補強を行うよう改善指導を行ってきている。

　今後とも必要に応じ、調査・指導を行っていくとともに、安全対策工事助成制度の活用など、所有者の安全確保に向けた取り組みに対する支援を行っていく。

主な支援策

○ がけ・よう壁安全対策工事助成

・ 内　容：「がけ」又は「よう壁」の安全対策工事費の助成（限度額有）

・ 対象者：「がけ」又は「よう壁」の所有者
・窓　口：都市整備部建築指導課

○ がけ・よう壁改修専門家派遣
・ 現地での目視調査
・ 所有者へのヒアリング
・ 安全対策工事提案書の作成
・窓　口：都市整備部　建築指導課

(3) 分譲マンションの再生

分譲マンションは、適切な管理や修繕を行うことで、長期に使用できる建物である。

一方で、建築後一定期間が経過すると、建物や設備の劣化などが進むとともに、耐震性能を満たしていないことや、修繕費用の増加、性能・機能の陳腐化が進み、快適な居住環境が維持できなくなる場合もあり、分譲マンションの再生を図ることが必要となってくる。

分譲マンションの再生手法は、「改修」、「建替え」、「敷地売却」という手法があるが、費用や検討のための時間もかかるため、区分所有者が早い段階から将来の再生に向けた意識を持つとともに、一定の割合の区分所有者の合意が必要となる。

分譲マンションの再生等が適切かつ円滑に進むようマンション管理組合を支援していく。

主な支援策

・分譲マンション管理アドバイザー派遣
・マンション管理セミナー
・マンション居住者交流会
・個別相談会
・新任理事のためのマンション管理基礎講習会
・対象者：東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例に基づく、管理状況届出済のマンション管理組合及び区分所有者
・窓　口：都市整備部　住宅政策課

(4) リフォームをきっかけとした耐震化

住宅の耐震化やバリアフリー化を促進するため、リフォーム支援事業を行っている。

主な支援策

・リフォーム事業者及びリフォームローンの金利優遇の紹介

・対象者：区内に存在する昭和 56 年以前に建築された木造住宅を所有している区民

・窓　口：都市整備部　住宅政策課

(5) 液状化現象への対策

・　東日本大震災では、大規模な液状化現象が起こり住家等に 甚大な被害が見られた。

・　区は、東京都と連携して建築物における液状化対策に係る取組を進めていく。

主な支援策

・地盤調査の方法や対策工法などの情報提供（リーフレットの配布）

・東京都や板橋区が所有する地盤データ、国土地理院が発行する地形図の情報提供

・相談窓口の開設や東京都が行う「アドバイザー制度」の紹介

・建築確認審査などの機会を捉え、設計者などに対する対策の働きかけ

・窓　口：都市整備部　建築指導課

5　公共建築物の耐震化整備計画について

区が所有する建築物は、災害が発生した場合、学校は避難場所等として活用され、庁舎は被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、応急活動の拠点として活用される。

このことから、区は区公共建築物の耐震化を進め、本計画の対象施設について、平成 30 年度までに耐震化を完了している。

なお、階数・床面積の基準に満たないため本計画の対象とならない区公共建築物については、「公共施設等ベースプラン」における「目標耐用年数の考え方」に基づいて、整備・維持管理を計画的に行い、適切に対応していく。

第５章　今後の取り組み

１　定期的な検証

本計画は、社会経済情勢の変化や計画の実施状況への対応及び区の関連計画との整合を図るため、必要に応じて施策の見直しを行う。

２　板橋区耐震改修促進計画検討会

本計画は、今後も板橋区耐震改修促進計画検討会を中心に、関係各部署間の協議・連絡調整を行いながら耐震化に向けた施策を推進し、目標の達成を目指す。

３　持続的な発展

建築等の耐震化は持続的な推進が不可欠である。区が推進している SDGs の目標達成を目指すとともに、耐震化に向けた施策を実施し本計画を推進する。

・住み続けられるまちづくり

区は、建築物等の耐震化に関する相談窓口の設置と専門家の派遣、費用助成等の所有者支援や積極的な啓発や助言・指導等を行い、災害に強いまちづくりを行う。

・気候変動に具体的な対策

耐震化を促進し、併せて古い建築物をよりエネルギー効率の優れた建築物へと更新することで、建築物の自然災害に対する強靭性の強化と被害・損傷の減少を図るとともに、環境負荷の低減も図る。

・パートナーシップで目標を達成

区と都、地域住民や関係団体は、適切な役割分担のもと、連携・協力して建築物等の耐震化の推進に取り組む。

【 参考資料 】

1　建築物の耐震改修の促進に関する法律

（抜粋　第５条～第 16 条・附則　第３条関係）

平成７年 10 月法律第 123 号

最終改正：平成 30 年６月 27 日法律第 67 号

（都道府県耐震改修促進計画）

第５条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第 10 条第１項から第３項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五　その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

３　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建

築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第 14 条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第３条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第６条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第 19 条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第３条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合　特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五　前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合　機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権

原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第３項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7　第３項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第６条　市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第 10 条第１項から第３項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五　その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3　市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物

（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

４　市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第７条　次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一　第５条第３項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二　その敷地が第５条第３項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三　その敷地が前条第３項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）　同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第８条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

２　所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところ

により、その旨を公表しなければならない。

3　所管行政庁は、第１項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第９条　所管行政庁は、第７条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第３項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第 10 条　都道府県は、第７条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2　市町村は、第７条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第 11 条　要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第 12 条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第４条第２項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」

という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第 13 条　所管行政庁は、第８条第１項並びに前条第２項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第７条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第 14 条　次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める

規模以上のもの

二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三　その敷地が第５条第３項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第６条第３項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第 15 条　所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

２　所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三　前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四　前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

４　所管行政庁は、前２項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現

場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5　第 13 条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第 16 条　要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2　所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第 3 条　次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第 7 条各号に定める期限が平成 27 年 12 月 30 日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三　第 14 条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2　第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3　第８条、第９条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第８条第１項中「前条」とあり、並びに第９条及び第 13 条第１項中「第７条」とあるのは「附則第３条第１項」と、第９条中「前条第３項」とあるのは「同条第３項において準用する前条第３項」と、第 13 条第１項中「第８条第１項」とあるのは「附則第３条第３項において準用する第８条第１項」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第８条第１項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

5　第３項において準用する第 13 条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50 万円以下の罰金に処する。

6　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

２　建築基準法（抜粋　第 10 条関係）

昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号

最終改正：令和 3 年 5 月 26 日法律第 44 号

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第 10 条　特定行政庁は、第６条第１項第１号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第３条第２項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

２　特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

３　前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第３条第２項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

４　第９条第２項から第９項まで及び第 11 項から第 15 項までの規定は、前２項の場合に準用する。

３　東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

（抜粋　第７条～第 14 条関係）

平成 23 年３月 18 日東京都条例第 36 号

最終改正：平成 31 年３月 29 日条例第 31 号

（所有者の責務）

第５条　沿道建築物の所有者は、地震により当該沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路を閉塞した場合における被害の影響の広範さに鑑み、自らの社会的責任を認識して当該沿道建築物の耐震化に努めるものとする。

（占有者の責務）

第５条の２　沿道建築物の占有者は、地震により当該沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路を閉塞した場合における被害の影響の広範さに鑑み、当該沿道建築物の所有者が行う当該沿道建築物の耐震化の実現に向けて協力するよう努めるものとする。

（特定緊急輸送道路の指定）

第７条　知事は、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認めるもの（以下「特定緊急輸送道路」という。）を指定することができる。

２　知事は、特定緊急輸送道路を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該特定緊急輸送道路の存する区市町村の長の意見を聴かなければならない。

３　知事は、特定緊急輸送道路を指定したときは、これを告示しなければならない。この場合において、当該特定緊急輸送道路に係る第 12 条第１項第一号に規定する日についても、併せてこれを告示しなければならない。

４　前３項の規定は、特定緊急輸送道路の指定の解除について準用する。

（耐震化状況の報告）

第８条　前条第１項の規定に基づく特定緊急輸送道路の指定の効力が生じる日における当該特定緊急輸送道路に係る沿道建築物（以下「特定沿道建築物」という。）の所有者（所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者。次項並びに第 10 条第２項及び第６項において同じ。）は、同日から３箇月以内に、当該特定沿道建築物について、耐震診断又は耐震改修の実施状況その他の地震に対する安全性に関する事項を、規則で

定める報告書により知事に報告しなければならない。ただし、第10条第２項又は第６項の規定に基づく報告をする場合は、この限りでない。

２　前項の報告書に記載した事項に変更が生じた場合は、所有者は、変更が生じた日から30日以内に、規則で定める報告書により、その旨を知事に報告しなければならない。ただし、第10条第２項又は第６項の規定に基づく報告をする場合は、この限りでない。

（耐震化状況報告に関する指導等）

第９条　知事は、特定沿道建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、前条各項の規定による報告について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定沿道建築物の耐震化）

第10条　特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について次に掲げる者のうちいずれかの者が行う耐震診断を実施しなければならない。ただし、当該特定沿道建築物について、既に次に掲げる者が行う耐震診断を実施している場合又は耐震改修を実施している場合は、この限りでない。

一　建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関

二　建築士法（昭和25年法律第202号）第３条から第３条の３までの規定に基づき当該特定沿道建築物と同種同等の建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士

三　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

四　地方自治法（昭和22年法律第67号）第１条の３第１項に規定する地方公共団体

五　前各号に掲げる者のほか、耐震診断を行う能力がある者として規則で定めるもの

２　特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について前項に規定する耐震診断を実施した場合は、耐震診断の実施が完了した日として規則で定める日から30日以内に、規則で定める報告書により、その旨を知事に報告しなければならない。

３　耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合しない特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施するよう努めなければならない。

４　前項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、

当該特定沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合しない旨を通知するよう努めなければならない。

5　第３項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力を求めるよう努めなければならない。

6　特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施した場合又は当該特定沿道建築物が火災、震災、水災、風災その他の災害により滅失し、若しくは損壊して建築物のいずれの部分の高さも規則で定める高さ以下のものとなった場合は、耐震改修等の実施が完了した日として規則で定める日又は当該特定沿道建築物が滅失し、若しくは損壊した日から 30 日以内に、規則で定める報告書により、その旨を知事に報告しなければならない。

（沿道建築物の耐震化に関する指導及び指示）

第 11 条　知事は、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化の適確な実施を確保する上で必要があると認めるときは、当該沿道建築物の所有者等に対し、当該沿道建築物の耐震化について必要な指導及び助言をすることができる。

2　知事は、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保する上で、沿道建築物について必要な耐震診断が実施されていないと認めるときは、当該沿道建築物の所有者に対し、期限を定めて、耐震診断を実施するよう必要な指示をすることができる。

（耐震診断を実施しない場合の公表）

第 12 条　知事は、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定沿道建築物について必要な耐震診断が実施されていない旨及び当該特定沿道建築物の所在地その他の当該特定沿道建築物を表示するために必要なものとして規則で定める事項を公表することができる。

一　特定緊急輸送道路ごとに知事が別に定める日までに、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないとき。

二　前条第２項の規定に基づく指示を受けた特定沿道建築物の所有者が、当該指示に

係る期限経過後も、正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しないとき。

2　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより事前に当該特定沿道建築物の所有者に意見書の提出その他の方法により意見を述べる機会を与えるものとする。

（特定沿道建築物の耐震診断実施命令）

第 13 条　知事は、第 11 条第２項に規定する指示を受けた特定沿道建築物の所有者が、当該指示に係る期限経過後も、なお正当な理由がなく必要な耐震診断を実施しない場合であって、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため特に必要と認めるときは、当該所有者に対し、期限を定めて、当該指示に係る耐震診断を実施すべきことを命ずることができる。

（特定沿道建築物の耐震改修等実施指示）

第 14 条　知事は、特定沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合していないと認める場合であって、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため特に必要と認めるときは、当該特定沿道建築物の所有者に対し、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施するよう指示することができる。

2　知事は、前項の規定による指示を受けた特定沿道建築物の所有者が、正当な理由がなく、当該指示に従わなかったときは、規則で定める事項を公表することができる。

（占有者への助言等）

第 14 条の２　知事は、第 11 条第１項に規定する指導又は助言の対象となった沿道建築物の占有者に対し、当該沿道建築物の耐震化に関する情報を提供する等必要な助言をすることができる。

2　前条第１項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者は、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けて協力するよう努めなければならない。

3　知事は、前条第１項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力について必要な指導及び助言をすることができる。

4　耐震関係年表

発生日/地震	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震度	主な建築基準法の構造関係規定・耐震改修促進法等の動向
昭和 21.12.21(1946) 南海地震	8.0	5	
昭和 23.6.28(1948) 福井地震	7.1	6	
			昭和 25(1950)　建築基準法制定 ○中規模程度（震度 5 強程度）の地震に対する安全確認 ・施行令に構造規定が定められる。 （建築物自重の 20%の大きさの地震力に対する計算
昭和 27.3.4(1952) 十勝沖地震	8.2	5	
昭和 39.6.16(1964) 新潟地震	7.5	5	
昭和 43.5.16(1968) 十勝沖地震	7.9	5	
			昭和 46(1971)　建築基準法･建築基準法施行令改正(旧耐震基準) ○ＲＣ造の柱のせん断補強強化 ○ 一体のＲＣ基礎　等
昭和 53.1.14(1978) 伊豆大島近海地震	7.0	5	
昭和 53.6.12(1978) 宮城県沖地震	7.4	5	
			昭和 56(1981)　建築基準法･建築基準法施行令改正(新耐震基準) ○大規模程度(震度 6 強から震度 7 程度)の地震に対する安全確認 ・2 つの大きさの地震力を設定し、2 段階の設計 1 次設計（従来） （建築物自重の 20%の大きさの地震力に対する計算） 2 次設計（追加） （建築物自重の 100%の大きさの地震力に対する計算） ・建築物の層間変形角の制限、偏心率など偏りに関する規制 ・その他、各種構造ごとの構造規定の見直し ○木造 ・壁量計算の見直し ・基礎の基準強化
昭和 58.5.26(1983) 日本海中部地震	7.7	5	
平成 5.1.　15(1993) 釧路沖地震	7.8	6	
平成 5.7.12(1993) 北海道南西沖地震	7.8	6	
平成 6.10.4(1994) 北海道東方沖地震	8.1	6	
平成 6.12.28(1994) 三陸はるか沖地震	7.5	6	
平成 7.1.17(1995) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	7	

発生日/地震	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震度	主な建築基準法の構造関係規定・耐震改修促進法等の動向
			平成 7(1995)　建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定 ○地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命等を守るため、既存建築物の地震に対する安全性の向上を図る耐震改修を促進することを目的に制定 ・特定建築物所有者への耐震診断・改修の努力義務 ・耐震改修計画の認定による建築基準法の特例 ・耐震診断・改修技術指針の国による提示
平成 12.10.6(2000) 鳥取県西部地震	7.3	6 強	
平成 15.7.26(2003) 宮城県北部地震	6.2	6 強	
平成 16.10.23(2004) 新潟県中越地震	6.8	7	
			平成 17.2.25(2005)　住宅・建築物の地震防災推進会議の設置
平成 17.3.20(2005) 福岡県西方沖地震	7.0	6 弱	
			平成 17(2005)　中央防災会議「地震防災戦略」の決定 ○今後 10 年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 ○この目標を達成するためには、住宅の耐震化率を平成 15 年の 75%から 平成 27 年に 90%とすることが必要
			平成 17.6.10(2005)　住宅・建築物の地震防災推進会議提言 「住宅・建築物地震防災対策の推進のために」 ○住宅･特定建築物の耐震化率を現状の 75%から 90%とすることを目標 ○耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ○支援制度の拡充、強化 ○所有者等に対する普及、啓発 ○地震保険の活用推進等
平成 17.7.23(2005) 千葉県北西部地震	6.0	5 強	
平成 17.8.16(2005) 宮城県沖地震	7.2	6 弱	
			平成 17.9.27(2005) 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ○建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ○耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ○学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等
			平成 17.10.28(2005)　[改正]耐震改修促進法の成立
平成 17.11.5(2005) 三陸沖地震	7.2	3	
			平成 17.11.7(2005)　[改正]耐震改修促進法の公布
			平成 18.1.25(2006)　関係政省令、基本方針等の公布 [改正]耐震改修促進法の施行
平成 19.3.25(2007) 能登半島地震	6.9	6 強	
			平成 19.3(2007)　東京都耐震改修促進計画策定

発生日/地震	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震度	主な建築基準法の構造関係規定・耐震改修促進法等の動向
平成 19.7.16(2007) 新潟県中越沖地震	6.8	6 強	
			平成 20.3(2008)　板橋区耐震改修促進計画策定
平成 20.6.14(2008) 岩手・宮城内陸地震	7.2	6 強	
平成 20.7.24(2008) 岩手県沿岸北部地震	6.8	6 弱	
平成 21.8.11(2009) 駿河湾地震	6.5	6 弱	
平成 23.3.11(2011) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	7	
平成 23.3.15(2011) 静岡県東部地震	6.4	6 強	
平成 23.4.7(2011) 宮城県沖地震	7.2	6 強	
平成 23.4.11(2011) 福島県浜通り地震	7.0	6 弱	
			平成 24.3(2012)　東京都耐震改修促進計画を改定
平成 25.4.13(2013) 淡路島付近地震	6.3	6 弱	
			平成 25.5(2013)　板橋区耐震改修促進計画を改訂
			平成 25.5.29(2013)　[改正]耐震改修促進法の公布
			平成 25.11.25(2013)　[改正]耐震改修促進法の施行
平成 26.11.22(2014) 長野県北部地震	6.7	6 弱	
			平成 28.3(2016)　東京都耐震改修促進計画を改定
			平成 28.4(2016)　板橋区耐震改修促進計画を改定
平成 28.4.14～16 (2016) 熊本地震	7.3	7	
平成 28.6.16(2016) 内浦湾地震	5.3	6 弱	
平成 28.10.21(2016) 鳥取県中部地震	6.6	6 弱	
平成 28.12.28(2016) 茨城県北部地震	6.3	6 弱	
平成 30.6.18(2018) 大阪府北部地震	6.1	6 弱	
平成 30.9.6(2018) 北海道胆振東部地震	6.7	7	
			平成 31.1.1(2019)　耐震改修促進法施行令の施行
平成 31.1.3(2019) 熊本県熊本地震	5.1	6 弱	
平成 31.2.21(2019) 北海道 胆振地方中東部地震	5.8	6 弱	
令和 1.6.18(2019) 山形県沖地震	6.7	6 強	
令和 3.2.13(2021) 福島県沖地震	7.3	6 強	
			令和 2.3 (2020) 東京都耐震改修促進計画を一部改定 令和 3.3 (2021) 東京都耐震改修促進計画を一部改定

板橋区耐震改修促進計画 2025　追録版

編集　板橋区都市整備部建築安全課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03-3579-2554　FAX 03-3579-5437
t-bmachi@city.itabashi.tokyo.jp
令和 4 年 3 月発行

刊行物番号　3-**

板橋区　〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号　URL https://www.city.itabashi.tokyo.jp/